

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正  
（県例規集登載）

○ 救急病院の指定

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

の辞退

○ 保安林の指定

○ 保安林の指定予定

### 【公告】

○ 岡山県職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策の公表

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

〃

○ 随意契約の相手方の決定

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

○ 基本測量の実施

企業誘致・投資促進課

医療推進課

〃

健康推進課

〃

治山課

〃

人事課

県民生活交通課

〃

自然環境課

経営支援課

耕地課

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

〃

〃

○ 一般競争入札の実施

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

### 【選挙管理委員会】

建築指導課

〃

〃

〃

用度課

選挙管理委員会



平成27年6月12日 岡山県公報 第11693号

表産業労働部の部岡山県産業団地開発調査事業補助金の項の次に次のように加える。

岡山県市町村 営団地開発促 進事業補助金	企業の誘致の 受け皿となる 産業団地の開 発の促進	市町村 又は市 町村土 地開発 公社	公共施設整備事業 又は工事調査事業 に要する経費	補助対象経費の二 分の一以内。ただ し、一団地につき 五千万円を限度と する。
----------------------------	------------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---

岡山県ものづ くりベンチャ ー創業支援補 助金	ものづくりを 行うベンチャ ー企業の県内 での創業の促 進及び新たな ベンチャー企 業の育成	県内に 新たに 工場又 は研究 所を賃 借して 事業を 行うベ ンチャ ー企業	工場又は研究所の 賃借に要する経費	補助対象経費の二 分の一以内
岡山県支店等 新規開設促進 補助金	県内への支店 等の新規開設 の促進	県内に 支店等 を新た に開設 する法 人	新規常用雇用者に 係る人件費	知事が別に定めた 方法で算出した額 以内
				社宅を 賃借す るもの

◎岡山県告示第三百一号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 備前市国民健康保険市立日生病院

所在地 備前市日生町寒河二五七〇―四一

名 称 備前市国民健康保険市立吉永病院

所在地 備前市吉永町吉永中五六三―四

二 有効期限

平成三十年六月十五日

附 則

この告示は、平成二十七年六月十六日から施行する。

平成27年6月12日 岡山県公報 第11693号

◎岡山県告示第三百二号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 大西病院

所在地 玉野市田井三―八―一

二 有効期限

平成三十年六月二十七日

附 則

この告示は、平成二十七年六月二十八日から施行する。

◎岡山県告示第三百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名 称 所在地

訪問看護ステーションさくら木

赤磐市河本四八八一

指定年月日

平成二十七年六月一日

◎岡山県告示第三百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

辞 退 年 月 日

リハビリ訪問看護ステーションあかいわの丘

赤磐市下市四三〇―四

平成二十七年五月三十一日

◎岡山県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

高梁市備中町志藤用瀬字用瀬八四六、八四七、字用瀬中組ミ八五六、八五七、八七三の一、八七六、字山根八七七、八九〇の一、字大柿木ノ上ミ八八九の一、字用瀬上組ミ八九二、八九九の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）



◎岡山県告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

美作市滝字割木谷一七二の三から一七二の五まで、一八八、字赤見谷奥二〇五の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇五の六、字梶峠六九三の一、字法連寺六九四、字坂七九四の一、七九四の二、字兄弟畑七九五、字本谷八〇三の二、八〇三の三（次の図に示す部分に限る。）、八〇三の六、字本谷八〇三の八・字高別当八〇四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字松ヶ途八〇五、字鎌谷一五八九から一五九一まで、一五九四の一、一五九四の二、一五九五、字畑田奥一六一〇、字畑ヶ田一六一二の一、字大途口一六二七の一、字ゴマン畑一六二八の一、字大途一六三二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町羽出西谷字ナメラ谷一五四三の一、一五四六の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに美作市役所及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

〔二二三〕岡山県職員倫理条例（平成十二年岡山県条例第六号）第四条の規定により、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間における岡山県職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策について、次のとおり公表する。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 倫理の保持に関する状況

- 1 夜間において利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすることについての届出の件数 九〇件
  - 2 利害関係者と共に、自己の費用を負担しないで飲食をし、又は自己の費用を負担するかどうかにかかわらず、遊技、ゴルフ若しくは旅行をすることについての許可の件数 四件
  - 3 一件につき五千円を超える贈与等又は報酬の支払を受けた件数 〇件
  - 4 岡山県職員倫理条例及び岡山県職員倫理規則（平成十二年岡山県規則第百十三号）の規定に違反したことによる懲戒処分 の件数 〇件
- 二 倫理の保持に関して講じた主な施策
- 1 各所属長に対し、綱紀の保持、虚礼の廃止等について通知したこと。
  - 2 職員研修等において、職員倫理に関する講座を開催したこと。
  - 3 不祥事件の再発防止に向け、服務規律アドバイザーを任用し、職員からの相談を受けるとともに、綱紀粛正を図ったこと。

〔二二四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ロハスホームタウンネットワーク

三 代表者の氏名

安尾 英

四 主たる事務所の所在地

岡山県久米郡久米南町神目中五番地三〇

五 定款に記載された目的

この法人は、久米南町を中心とした地域のまちづくりに関連する事業及び、関連するその他の市民活動を行うと共に、それらを支援することを通じてまちづくりの推進と文化の振興に寄与することを目的とする。

〔二二五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域資源文化研究所

三 代表者の氏名

鈴木まどか

四 主たる事務所の所在地

岡山市北区学南町一―八―一六―五

五 定款に記載された目的

この法人は、備中を中心に備前、備後を含む三備地域において、地域産業文化財の収集・保存に関する事業を行い、地域産業文化の普及と地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

# 平成27年6月12日 岡山県公報 第11693号

〔二二六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 特定役務の名称

平成二十七年年度岡山県指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務

## 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県環境文化部自然環境課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

## 三 契約の相手方を決定した日

平成二十七年五月二十九日

## 四 契約の相手方の氏名及び住所

一般社団法人岡山県猟友会

岡山市北区蕃山町四番五号

## 五 契約金額

四三、三六二、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、二二二、〇〇〇円）

## 六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

## 七 随意契約の理由

政令第十条第一項第一号に該当するため

# 平成27年6月12日 岡山県公報 第11693号

〔二二七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス久世店

所在地 真庭市久世字花蔵二九三五―一

### 2 届出者の氏名及び住所

(1) 氏名 藤田 清博

住所 真庭市鍋屋一〇六一七

(2) 氏名 藤田 桂吾

住所 真庭市鍋屋一〇六一七

## 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ダイレックス株式会社

（変更前）代表取締役 大寫 秀昭

（変更後）代表取締役 貞方 宏司

## 4 変更年月日

平成二十六年六月二十四日

## 二 届出年月日

平成二十七年六月四日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

平成二十七年六月十二日から同年十月十二日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課





平成27年6月12日 岡山県公報 第11693号

梶谷	富田	芳賀
玉廣	健	正典
梶谷	富田	芳賀
玉廣	健	正典
久米郡美咲町打穴西二八五	岡山市北区建部町角石谷六一四一一	久米郡美咲町大坪和東一二七七
〃	〃	監事

平成27年6月12日 岡山県公報 第11693号

〔三二九〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

真庭市	測量区域
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）	測量の種類
平成二十七年七月一日から平成二十八年二月二十八日まで	測量期間

〔二三〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市院庄字柳ヶ坪九五八―一、九五八―四、九五九―一、九五九―七

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

広島県福山市宝町六―五

株式会社教文

代表取締役 牟田 良一

三 許可番号

岡山県指令建指第四九号

〔二三一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市山田字杖ノ下二四〇〇―二、二四〇〇―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田三四二―一〇八マイコート中須加一〇二号室

中村 勉

中村真由美

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇八号

〔二三二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中原字馬道上外八四一―六九、八四二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原七一二―七

横田 一正

三 許可番号

岡山県指令建指第三四七号

〔二三三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字荒神ケ市六六六一（仮換地ロット番号五〇―四）

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市溝口三―三―一

I W A S A 合名会社

代表社員 岩佐 勉

三 許可番号

岡山県指令建指第一二号

〔二三四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 404式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び27年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（教育庁分）（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成27年 9月30日（水）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

# 第11693号 岡山県公報 平成27年6月12日

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

## 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成27年7月14日（火）正午

## 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7539

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年6月12日（金）から同年7月14日（火）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ100グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所



ア 入札日時

平成27年7月24日（金）14時

ただし、郵送等による場合にあつては、平成27年7月23日（木）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成27年7月14日（火）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金  
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

# 岡山県公報 第11693号 平成27年6月12日

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Notebook type Personal Computer 404 Units

(2) Delivery date :

By 30 September, 2015

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

2:00 P.M. 24 July (Friday) , 2015

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies  
Division,

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7539

◎岡山県選管告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年六月十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、三三一
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 一九五、八一五
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	数	八一、五九五	選挙区	数	九、二一二
				高梁市		

平成27年6月12日 岡山県公報 第11693号

総 社 市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田郡・津山市・苦田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、〇〇六	一五、九四七	一四、四五〇	一七、六五一	三六、六八六	一三一、四一六	四五、一七三	二六、一二八	三八、四三五
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
	五、八二六	一二、九二八	八、七九三	一三、六九七	一二、一四四	一〇、五七八	一四、五六一	八、九五一